

ごみを燃やすことは 禁止されています！

ごみを燃やすと、煙や悪臭で近所に迷惑をかけ、ダイオキシンなどの有害物質を発生させるため、裏面の例外を除き「廃棄物処理法」で禁止されています。

これに違反すると、5年以下の懲役か1千万円以下の罰金またはその両方が、法人ならばさらに3億円以下の罰金が科せられます。

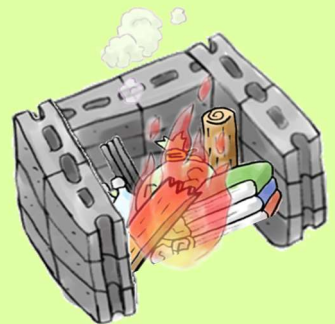
▼ 燃やしてはダメ!!



▲庭や空地などでの
焼却



▲穴を掘って焼却
(ごみを埋めてもダメ)



▲ブロックを
積んで焼却



▲ドラム缶で焼却



▲一斗缶での焼却



【お問い合わせ先】天草市東浜町8番1号

天草市役所 市民環境課

TEL 32-7861

廃棄物の焼却禁止の例外規定

1. 廃棄物処理法の処理基準に適合した施設での焼却 (例：行政のごみ処理場、県や市の許可を受けた施設)
2. 法律に基づいた焼却 (例：森林病虫害等防除法に基づく木の枝などの焼却、 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体の焼却など)
3. 国・県・市町村が施設管理のために必要な焼却 (例：河川敷の草焼き、道路そばの草焼き、海岸漂着物の焼却など)
4. 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却 (例：災害時における木くず等の焼却、火災予防訓練における焼却)
5. 風俗習慣上、宗教上の行事のために必要な焼却 (例：門松・しめ縄などを燃やす鬼火焼、神社でのお守り・破魔矢などの 焼却、お焚き上げなど)
6. 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却 (例：焼き畑、畔草・下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却など)
7. たき火や日常生活で行われる焼却で軽微なもの (例：庭の刈り草・剪定枝・落ち葉の焼却、キャンプファイヤー、 薪ストーブなど。ただし、生ごみ、紙、プラスチック、ビニール などは燃やしてはいけません。)

【 3～7の焼却禁止の例外の注意事項 】

- ※1 生活環境に影響を与え、苦情等がある場合は改善命令等の行政指導や罰則の対象となります。
- ※2 例外規定の焼却であっても、本来の目的以外のごみと合わせて燃やしてはいけません。
- ※3 周辺住民への配慮、火災の発生などに十分注意してください。

【 家庭用の焼却炉について 】

ダイオキシン類対策特別措置法により、ほとんどの家庭用焼却炉は使用できなくなっています。① 800℃以上の高温で焼却できる、② 燃焼ガスの温度を測定する装置が設けられている、③ 燃焼ガスの温度を保つための助燃装置（バーナー）が設けられているなどの基準を満たさなければいけません。